

全ト協発663号(企)
令和5年3月27日

都道府県トラック協会
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己

**賃金引上げの際の同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応等について
(協力依頼)**

平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、成長と分配の好循環を実現するため、足下での賃金引上げに向けた環境整備とともに、賃金引上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃金引上げを生むという「構造的な賃上げ」の実現を目指し、支援策の強化等の取組を進めています。大企業を中心に賃金引上げの動きがある中、今後は、全体の約7割を占める中小企業・小規模事業者の労働者とともに、パート・有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者に、賃金引上げの流れを波及させていくことが重要となっています。

今般、厚生労働省より、別添のとおり、本年3月15日から5月31日までを「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」として、更なる同一労働同一賃金の遵守の徹底と非正規雇用労働者への賃金引上げの確実な波及に取り組むよう協力依頼がありました。

つきましては、賃金引上げに取り組む際には、非正規雇用労働者について、同一労働同一賃金の観点を踏まえて対応いただきますよう貴協会会員事業者に周知いただければと思います。

なお、本件に係るリーフレット等についても、ご活用いただきますよう併せて周知いただければと思います。

- 「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」(3/15～5/31)を設定します(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31941.html

※リーフレット等は、上記ホームページよりダウンロードをお願いします。

◇本件担当：企画部 TEL03-3354-1037